

意見内容について

番号	意見の内容	意見に対する考え方	省令(案)の修正
1	風力発電設備の設置者がその気になれば、有事の際に妨害電波を発することもできると考えられるので、基本、電波障害防止区域内では風力発電設備の設置を禁止すべきである。	本法律により、風力発電設備の設置が、自衛隊等の活動に著しい障害を及ぼすおそれを回避することが十分可能になるものと考えておりますが、今後も引き続き、自衛隊等の活動に著しい障害を及ぼすおそれが回避できるよう、取り組んでまいります。	なし。
2	法第 8 条第 1 項に基づく協議事項、法第 7 条第 1 項第 2 号の協議が調ったと判断されるための基準を明確かつ具体的に示すべきである。	協議事項や協議が調ったか否かの判断基準については、個別具体の状況に応じて異なるため、一概にお示しすることは困難です。 いずれにせよ、防衛省としては、協議においては、電波を用いた自衛隊等の円滑かつ安全な活動の確保と、設置者による財産権の行使との調整が図られるよう、取り組んでまいります。	なし。
3	協議の結果、風力発電設備の設置場所を変更することとなった場合、新たな設置場所において、環境影響評価法に基づく環境影響評価手続や一般送配電事業者との系統連系に係る手続を不要としたり、当該手続の一部を省略する等、関係省庁や一般送配電事業者と連携の上、事業者に生じる負担を減免する仕組みを設けるべきである。	御指摘の手続については、防衛省の所管外ですが、本法令の制定・施行に向けては、関係省庁との連携を図ってきたところであり、本法令の趣旨を踏まえ、各制度を所管する省庁において適切に判断されるものと承知しております。	なし。
4	防衛省が行っている事前相談で、建設予定区域が電波障害防止区域に該当しないことや、建設予定の風力発電設備が自衛隊等使用電波障害原因とならないことについて、書面等によって明	防衛省が、本法律に基づき、届出に対する電波の伝搬障害の有無等の通知を行うに当たっては、事前相談を受けていた場合であっても、事前相談後の各種状況の変化を踏まえ、評価を変更する可能性	なし。

	<p>確に回答される仕組みが設けられるべきである。</p> <p>また、法第4条第1項及び施行規則第3条に基づく届出において、当該回答書面が提出された場合には、法第6条第1項において、当該風力発電設備が「電波障害防止区域において自衛隊等使用電波障害原因」とならないと認められる仕組みを設けるべきである。</p>	<p>も排除されないことから、電波の伝搬障害の有無等について、あらためて判断を行う必要があります。</p> <p>その上で、事前相談の実施要領については、御意見も踏まえ、事前相談がより効果的なものとなるよう、検討してまいります。</p>	
5	<p>法第7条第1項に基づき工事の制限を受ける風力発電設備の設置者に対しては、FIT/FIP制度の運転開始期限や認定失効期限を延長する等、工事が制限されることによる不利益が事業者が生じないように、関係省庁と連携の上、必要な対応が講じられるべきである。</p>	<p>御指摘の制度については、防衛省の所管外ですが、本法令の制定・施行に向けては、関係省庁との連携を図ってきたところであり、本法令の趣旨を踏まえ、各制度を所管する省庁において適切に判断されるものと承知しております。</p>	なし。
6	<p>風車の高さが315メートル以下である場合は特に対応が不要なのか。</p> <p>また、陸上だけでなく洋上でも開発が進む中、風力発電事業を計画する立場で、本法をどのように解釈したらよいかわかりにくいいため、ガイドラインを開示いただきたい。</p>	<p>法第2条第1号に規定する風力発電設備に該当し、かつ陸上において指定する電波障害防止区域内に風力発電設備の設置等を行う場合は、防衛大臣への届け出が必要となります。</p> <p>また、本制度については、関係省庁や関係団体等と連携し、周知に努めてまいります。</p>	なし。
7	<p>想定最高風車高は200メートル程度とすることが妥当である。</p>	<p>電波障害防止区域の指定の際に用いる風車高は、本法令の趣旨を踏まえ、他の法令等を参考とし規定したものであり、妥当であると考えております。</p>	なし。
8	<p>防衛大臣への届出の時期が、環境影響評価法による評価書確定受領後又は電気事業法による工事計画届出後とされているが、着工目前の発電事業が最</p>	<p>自衛隊等の使用する電波の伝搬障害を判断するに当たっては、風力発電設備の設置位置や高さが概ね確定している必要があるため、届出の際には、これらが概</p>	なし。

	<p>大2年間制限を受けることにより、工事金額の上昇等が見込まれ、事業中止に追い込まれるおそれがある。ついては、発電所の風車配置が確定し事業者によりそれを届出た段階としていただきたい。具体的には、施行規則第3条第1項第3号の「前二号と同等程度」に含まれる定義として、発電所の最終風車配置のみを添付した届出を含まないいただきたい。</p>	<p>ね確定していることを確認するため、環境影響評価法に基づく評価書確定通知又は電気事業法に基づく工事計画届出等を添付していただく必要があると考えております。</p> <p>その上で、現在行っている設置者からの事前相談は、法施行後も引き続き行うこととしており、届出や協議に至る相当前の段階、すなわち計画策定の初期段階から事前相談を行うことで、風力発電の導入促進と自衛隊等の円滑かつ安全な活動の調和を図っていく考えです。</p>	
9	<p>風力発電設備の設置等に係る工事とは、具体的に工事工程のどの工事に該当するのか。風力発電所建設にあたっては、仮設道路造成、立木伐採などの工事に始まり、風車設置ヤード造成、送電線路工事、風車輸送・据付工事といった様々な工事があるため、確認したい。</p>	<p>本法律における「工事」は、風力発電設備本体の設置場所を整備する基礎工事を含む、風力発電設備本体の設置工事の意味しており、御指摘の資材運搬のための仮設道路造成工事や送電線路工事といった風力発電設備本体の設置工事以外の工事は含まれません。</p>	なし。
10	<p>施行規則第4条第3号の「前二号と同等程度にその施工の準備が完了した」状態の具体的な想定を確認したい。</p>	<p>施行規則第4条第3号の「前二号と同等程度にその施工の準備が完了した」状態としては、例えば、地方自治体が定める環境アセスメントに関する条例の対象となる風力発電設備の設置計画について、同条第1号と同等程度の状態にあること、すなわち、同条例に基づく環境アセスメントが概ね終了した状態にあることなどを想定しております。</p>	なし。
11	<p>風力発電所検討の初期段階(候補地選定等の机上検討)において、現在は防衛省・国交省・気象庁へ事前確認ができるが、今後もその運用は継続されるの</p>	<p>現在、防衛省において行っている設置者からの事前相談は、法施行後も引き続き行うこととしております。</p>	なし。

	か。		
1 2	想定最高風車高315メートルは、一律ではなく地方防衛局により個別に設定すべきである。	電波障害防止区域の指定の際に用いる風車高は、本法令の趣旨を踏まえ、他の法令等を参考とし規定したものであり、妥当であると考えております。	なし。
1 3	電波障害防止区域の図面の公表について、風力事業者の立場からは情報公開は歓迎するものの、国防の観点からは我が国の領空防衛の詳細情報の漏洩とならないか懸念するため、公表ではなく、従来通りの個別照会・個別回答の方が良い。	レーダーと水平線を結ぶ覆域自体は、一般に公開されている計算方法により概ね算出可能であるため、区域指定により、陸上における覆域の一部が明らかになったとしても、自衛隊等の運用に支障はありません。	なし。
1 4	施行規則第3条第1項第3号の「前二号と同等程度にその手続を経ているものと認められることを証する書面」の具体例を提示いただきたい。 上記に関連し、「登録適合性確認機関の審査の通過（旧WF認証の取得）」も同等程度に手続を経ているものと認められるべきではないかと考える。	施行規則第3条第1項第3号の「前二号と同等程度にその手続を経ているものと認められることを証する書面」に該当するかの判断は、個別具体の状況に応じて行う必要があるため、確定的にお答えすることは困難ですが、例えば、地方自治体が定める環境アセスメントに関する条例の対象となる風力発電設備の設置計画について、同条例に基づく環境アセスメントが概ね終了していることを証する書面などが該当するものと考えられます。	なし。
1 5	別記様式第1に記載された内容と相違ない内容で風車情報入力シートに必要事項を記載し、事前協議時に貴省より問題ない旨の回答がなされた場合に、法第4条の工事計画届出に同内容を記載の上提出した後に、法第6条第1項の「当該電波障害防止区域において自衛隊等使用電波障害原因となると認められる」場合はあるのか。ある場合は具体的にどのような状況が想定されて	事前相談の際にお知らせいただく設置計画と、本法律に基づく届出でお知らせいただく設置計画が同一である場合、事前相談における評価と、本法律に基づく届出に対する評価は、基本的には同一と考えられますが、事前相談後の各種状況の変化を踏まえ、評価を変更する可能性も排除されません。 いずれにせよ、事前相談の段階から設置者の方々と緊密に調整してまいりたい	なし。

	いるのか。	と考えております。	
1 6	法第7条第3号に定める「その他防衛省令で定める場合」は、施行規則第5条各号を指すと理解しているが、この場合、法7条第2号の協議が整うとは、施行規則第5条各号の事由以外の事由に基づき協議が整うことを想定しているとの理解でよいか。仮にそうである場合、例えばどのような事由が「協議が整ったとき」に該当するのか。	御指摘のとおり、法第7条第3号に定める「その他防衛省令で定める場合」は、施行規則第6条を指し、法7条第2号の協議が調うとは、施行規則第5条各号の事由以外の事由に基づき協議が調うことを想定しております。 その上で、いかなる事由により協議が調うかについては、個別具体の状況に応じて異なるため、一概にお示しすることは困難です。 いずれにせよ、防衛省としては、協議においては、電波を用いた自衛隊等の円滑かつ安全な活動の確保と、設置者による財産権の行使との調整が図られるよう、取り組んでまいります。	なし。
1 7	施行規則第5条に規定される防衛大臣から風力発電設備設置者への通知時期について、「直ちに」と施行規則内で規定して頂けないか。	本法令の趣旨を踏まえ、防衛省としては、施行規則第5条に基づく設置者への通知を可能な限り速やかに実施する方針です。	なし。
1 8	法令の運用が始まれば、各事業者が、法の趣旨にのっとり事業を行うことは当然の責務であることは大前提としつつ、各規制の内容は必要最小限度のものとなるよう、あらためて配慮していただきたい。	御指摘については、風力発電の導入促進と自衛隊等の活動との調和を図るといふ本法令の趣旨を踏まえ、適切に対応してまいります。	なし。
1 9	レーダーへの影響があると判断されれば、事業者は2年間、工事を行うことはできないと定められているところ、この2年間のうちに協議が調うか、2年間が経過すれば工事が可能となるとされているが、この機会に、あらためて明示的に確認させていただきたい。	協議が調ったとき又は2年間の協議期間が経過したときは、風力発電設備の設置等が可能となります。	なし。

2 0	<p>風力発電事業者にとっては、多大な負荷がかかる計画変更を余儀なくされるケースも当然にあると想定され、円滑かつ迅速に行われたい。とりわけ、事前相談の重要性がさらに増すと考えられるところ、事業者視点に立った利便性の向上も含めて、必要に応じて見直しや改善を期待する。</p> <p>また、事前相談が開始した後も、開発スケジュールへの影響を最小限に押さええるためにも、可能なかぎり迅速な対応を要望する。</p>	<p>御指摘のとおり、風力発電の導入促進と自衛隊等の円滑かつ安全な活動の調和を図っているためには、本法に基づく協議に至る相当前の段階、すなわち事前相談の初期段階から防衛省に対する調整を相談を行っていただき、必要な調整を実施していくことが極めて重要であると考へており、事業者の皆さまから必要なり力が得られるよう、防衛省として取り組んでまいります。</p>	なし。
2 1	<p>防衛省側においても、法の趣旨を踏まえて、レーダーの機能を補完するための措置等も含めて、可能なかぎり必要な対応を検討していただきたいと考へる。風力発電事業者だけが、一方的な計画変更等を求められるのではなく、防衛省側と事業者側による協議を踏まえて、互いに協力して解決策を探るといふ法の趣旨を実現すべきである。</p>	<p>協議においては、電波を用いた自衛隊等の円滑かつ安全な活動の確保と、設置者による財産権の行使との調整が図られるよう、防衛省としていかなる対応が可能かという点についても、検討してまいり方針です。</p>	なし。
2 2	<p>電波障害防止区域は変更され得ると承知している。変更等があった場合には、防衛省のウェブサイトにおける周知だけでなく、業界団体等を通じて、事業者が適時適切に把握できるよう、規制を受ける事業者視点に立った配慮を要望する。</p>	<p>今後、電波障害防止区域の指定や変更があった際には、関係省庁や関係団体等と連携し、周知に努めてまいります。</p>	なし。
2 3	<p>法第7条第2号の協議が調ったことと、施行規則第5条第3号の規定による通知とが、どのような関係に立つの</p>	<p>施行規則第5条各号は、防衛省が、協議とは関係なく判断した事項について通知することを規定したものであり、協議</p>	なし。

か（協議がととのった場合には、この通知がされることとなるのか否かなど）については、おって整理されるものと想定している。

が調った場合に、施行規則第5条各号に基づく通知を行うものではありません。